

公共施設のあり方に関する最終報告書

平成21年10月23日

群馬県公共施設のあり方検討委員会

I 群馬県公共施設のあり方検討委員会について

1 委員会の目的

平成20年3月に設置された「群馬県公共施設のあり方検討委員会」は、現在の厳しい財政状況を踏まえ、限られた資源を有効に活用するため、県民の視点で、公共施設の必要性を含めて、そのあり方について検討し、見直しを行うことを目的としている。

2 委員会の役割

知事からの諮問を受けた公共施設のあり方について、その必要性、民間委託等の運営方法、負担軽減の措置などを検討し、知事へ答申を行う。

具体的には、公共施設の必要性等について検討し、次のような方向性を示す。

- 廃止、統合、市町村移管、民間移管、存続（業務の拡大・縮小）
- 指定管理者制度、地方独立行政法人制度の導入
- 運営方法の効率化
- その他

3 委員会の組織等

県政について見識を有する各分野の民間委員15人で構成する（委員の任期は2年）。

氏名	職業等	摘要
岩井 均	群馬県議会議員	H21.2.13 就任
大西 章雄	(社)群馬県技能士会連合会長、(株)大西ライト工業所取締役相談役	
小野里光敏	群馬県議会議員	H21.6.4 就任
木村 滋洸	群馬県小中学校PTA連合会顧問	
黒沢 孝行	群馬県議会議員	
鴻上まつよ	中小企業診断士	
小竹 裕人	群馬大学社会情報学部准教授	副委員長
小林 哲	群馬銀行法人部長	H21.7.1 就任
鈴木 庄亮	NPO法人国際エコヘルス研究会理事長	
中村 京子	全国地域活動連絡協議会会长、ぐんま地域活動連絡協議会会长	
林 章	日本公認会計士協会東京会群馬県会副会長、公認会計士	
林 時江	(社)群馬建築士会女性委員会副委員長	
牟田 洋一	群馬県教育委員会委員	
茂木 一之	高崎経済大学経済学部教授	委員長
森村 孝利	群馬県信用農業協同組合連合会代表理事理事長	

(50音順)

II 施設のあり方の検討結果

1 はじめに

当委員会に諮問された対象施設は、建設に当たって、県として、相当な計画検討を行った上で建設されたものであると考えられるが、その後、わが国の経済社会の状況が大きく変わり、行政の役割も大幅に見直さざるを得ない状況になっている。

対象施設の中には、建設前の検討であれば賛成しかねる施設もあるが、多額の経費を投じて建設され、現に利用され、一定の成果を上げている施設であり、新たに建設する場合のような白紙からの議論というわけにはいかなかつた。

施設建設のために既に投じてある資源を無駄にすることは許されず、廃止や譲渡が困難な施設については、施設自体は当面存続させ、管理運営上の徹底した見直しと利用者増加の積極的な努力を強く求めるものである。

現在のこの厳しい財政状況は、いわゆる三位一体の改革など国の政策による面もあり、施設の計画段階から予測することは極めて難しかつたといえる。しかし、これまでの県のいわゆるハコモノ政策の結果として、多くの施設の管理運営に苦慮する事態を招いていることを、県として正しく受け止め、今後の県政運営に生かしていかなければならない。

県は、今後こうした施設の建設に当たっては、将来の県民ニーズや管理運営費の負担等をしっかりと見通し、県としての役割やその財政的な基盤からも、県にとってふさわしいものとなるよう、今まで以上に広範な観点から丁寧な検討を行うべきである。

2 中間報告書答申後の県の取組について

当委員会では、検討結果を平成21年度当初予算編成に反映させてもらうため、6施設について審議を先行し、昨年10月に中間報告書を取りまとめ、知事に答申した。県においては、中間報告書を尊重し、提言を踏まえて、施設のあり方や運営方法等についての検討を当初予算編成過程等を通じて行い、平成21年度から具体的な改善や見直しに取り組んでいただいている。

この数ヶ月間の取組状況や利用状況等の報告を受け、また各委員が自ら見聞きする範囲ではあるが、各施設の積極的な努力の跡が見られるところであり、利用者も増えてきている傾向にある。地元市町村との意思疎通を図る仕組みを設けたり、特に、現場職員の意識が変わってきたとの話を聞いている。

継続となった施設においては、3~4年間の計画や目標を設定して、取り組んでいただいているが、今後、取組状況をよく検証しながら、状況に応じて計画等を見直すなど、柔軟な対応が必要である。

県民のために施設の有効活用を図るべく、これまでの慣例に固執することなく、管理運営の徹底した見直しと利用者増加の積極的な努力を引き続き求めるものである。

なお、最終報告書の対象9施設についても同様である。

3 施設の今後のあり方について

【全施設共通】

1 現状

当委員会に示された公共施設は68施設であり、このうち県直営が24施設、指定管理者制度導入が44施設である。

68施設のうち、入園料などの施設使用料等の収入から管理運営のための直接的な経費

を差し引いた収支がマイナスの施設が61施設ある。

県の財政状況が厳しくなり、各施設の管理運営に投ずることのできる予算が年々抑制され、各施設は総じて厳しい運営を強いられている。様々な工夫や改善努力も行われているが、中には本来想定していた事業や役割の休止・縮小を余儀なくされている施設もある。

2 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

- ① 現在提供しているサービスが民間施設で供給できるものや、施設としての役割を終えたものなど、県立施設として運営する必要性の低い施設は、廃止や民間等への移管・譲渡を検討する必要がある。
- ② 各施設は、その設置目的を果たすため必要な経費を確保する必要があり、その意味からも、継続的な予算措置が可能な、群馬県として身の丈にあったものとなるよう工夫すべきである。なお、県民ニーズ、社会的ニーズ等を踏まえ、施設の設置目的も含め、その内容を適時適切に見直していく必要がある。

(2) 管理運営方法について

- ① 県立施設は、広く県民に活用されてはじめて施設としての目的を達成したことになり、また、利用者数は施設についての県民の評価でもある。その実績を見ると、各施設とも開設当時と比べると利用者が減少傾向にあることから、現状に満足することなく、利用者の視点に立って運営を見直し、今まで以上に、利用者を増加させるための取組を行うべきである。
- ② 施設の展示内容や利用方法等について、例えば「ものづくり」の観点から群馬県らしさを出すなど、県立施設としての存在価値を高め、県民に役立つ工夫に努めるとともに、広報・PRについても、これまでの方法にこだわることなく、より一層、工夫していく必要がある。
- ③ これまででも利用者アンケート等を実施して、利用者の意見を聞いているが、さらに積極的に、広く県民の声を聞き、施設の運営に生かしていく必要がある。また、同時に、各施設の利用状況や収支状況など、施設の現状について、積極的に情報公開していく必要がある。
- ④ 県立施設は、地元市町村や地域に開かれた施設であることが不可欠であり、運営に当たって地域住民やボランティア等との連携・協力をさらに進めるとともに、地元市町村や地域住民等の意見を聞き、その意見を反映する仕組みについて検討する必要がある。
- ⑤ 県立の教育施設については、学校利用促進のため、県及び市町村教育委員会と十分連携し、学校教育の一部として利用する仕組みづくりについて検討する必要がある。
- ⑥ 施設の管理運営費は、毎年度一定額を必要とするものであるから、厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な管理運営に取り組み、施設全体としての経費削減について、しっかりと検討する必要がある。
- ⑦ 現行の料金体系の見直しを検討するとともに、政策的に無料化する場合でも、その利用を当該施設の収入として実績計上するなどの取扱いの工夫も必要である。

(3) 管理運営主体について

- ① 県立施設として必要な施設については、その管理運営に、民間ノウハウを取り入れるため、他の同様な施設の事例をよく検証し、部分的な形を含め、その施設の特性にあつた指定管理者制度の導入についても、検討すべきである。
- ② 公共施設として提供すべきサービスであっても、県立施設として運営する必要性の低い施設は、市町村との役割分担の観点から、将来的な譲渡を含めて、施設の有効活

用について、地元市町村と協議する必要がある。

(4) 今後の取組の検証・評価

報告書において、存続することとした施設については、県として、これまでの運営にとらわれることなく、運営の見直しに真剣に取り組むことを求めるものである。

今後の改善等の取組は、一定の年限を区切って、目標を設定して行うものとし、その取組結果の検証・評価を行うべきである。

また、検証・評価に当たっては、専門家や関係者だけではなく、第三者的な立場にある有識者や利用者などで構成する外部の組織を部局横断的に設置して、チェックする手法についても検討すべきである。本委員会として、県民の声を反映できるような、外部の構成員による組織の設置を強く求めたい。

【個別施設】

8ページから15ページに掲載のとおり。

なお、最終報告書掲載の個別施設は、当委員会が対象とした15施設のうち9施設であり、中間報告書掲載の6施設については参考として16ページ以降に掲載している。

■ 歴史博物館

1 現状

歴史博物館は、群馬県の歴史の変遷と発展に関する資料を収集・保管・展示し、県民の利用に供することを通じて、県民の教養を高め、かつ群馬県の歴史と文化を調査・研究・学習するあらゆる人のために資する様々な事業を行うことで、本県の教育、学術及び文化的な発展に寄与することを目的としている。昭和 54 年 10 月に設置された社会教育施設であり、今年で開館から 30 周年を迎えたところである。常設展・企画展・特別展示等の展示と小学生を中心とする子供たちに対する体験学習を 2 本柱、車の両輪として実施している。

本施設は、県立都市公園「群馬の森」内に位置し、県立近代美術館と隣接しており、公園全体として、本県を代表する文化・芸術エリアを形成するとともに、広く県民の憩いの場となっている。

年間入館者数は約 9 万人で、うち観覧者が約 6 万人、教育普及事業参加者が約 3 万人（平成 19 年度）となっており、平成 21 年 7 月には累計観覧者数が 400 万人を、教育普及事業参加者も含めた累計入館者数は 435 万人を突破した。

2 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

歴史博物館は、本県の歴史文化に係る研究・社会教育の中心施設として、数多くの県民に利用されており、その設置目的は、今日においても失われておらず、教育的効果も高い施設と考える。本施設の今後のあり方としては、継続とすべきである。

歴史学習の場として、県内の約半数の小学校に利用されるとともに、多くの県外の小学校にも利用されている。また、観覧だけでなく、体験学習にも力を入れており、学校教育の支援や親子への歴史学習の場としても、多くの参加者を集めている。

なお、県内博物館の拠点として、83 の博物館が加盟する群馬県博物館連絡協議会の取りまとめ役を担っていることから、引き続き県内における連携を強化するとともに、県外博物館との幅広い連携についても、検討していく必要がある。

(2) 管理運営方法について

- ① 開館以来、常設展示室の基本レイアウトを変えておらず、観覧者の増加を図る観点から、展示内容や展示方法について見直す必要がある。特に、小学生の利用が多い施設であることから、子供たちから見やすくするなど、関心を高めるような工夫に努められたい。
- ② 学校利用について、職員が学校現場に積極的に出て行くなど、教育普及の充実により一層努められたい。
- ③ 多くのボランティアを活用しているが、より観覧者の理解を深め、関心を高めるため、展示の解説にも対応できるようなボランティアの養成について検討する必要がある。
- ④ 歴史博物館と近代美術館は生活文化部、群馬の森は県土整備部と、県の内部で所管部署・管理方法が分かれているが、管理運営経費の節減や、住民サービスの向上を図るために、施設相互の連携方法等について検討する必要がある。

(3) 管理運営主体について

県直営による管理運営が適当であると考えるが、民間のノウハウを活用する観点から、指定管理者制度について、他県での導入、活用状況など、情報収集に努められたい。

■ 土屋文明記念文学館

1 現状

土屋文明記念文学館は、土屋文明の業績を記念し、文学に関する県民の理解を深め、もって教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に平成8年7月に設置された社会教育施設である。土屋文明に限らず、群馬県出身または群馬県ゆかりの文学者に関する文学資料を収集・保存、調査・研究し、その成果を開示・公表するとともに文学に関する教育・普及活動を行っている。文学資料の収集状況は、約16万点に上り、土屋文明を中心とする常設展示や様々な文学に関する企画展、特別展を開催している。また、文学館外の活動として、巡回展示や出張展示、貸出展示などを行うとともに、文学に関する様々な講座を開催するなど、普及活動にも取り組んでいる。

入館者数は、平成8年度の開館時約3万7千人あり、平成10年度に約4万1千人となりピークを迎え、その後徐々に減少し、平成19年度は約1万9千人で、うち観覧者とその他利用（講演会、学習会、各種団体の研修会等）が約半分ずつとなっている。観覧者は個人の利用が多く、特に県立の他の文化・教育施設と比べて、学校等の団体利用が少ない。

本施設は、高崎市立「上毛野はにわの里公園（歴史公園）」内に位置しており、園内には、国指定の古墳群や市立かみつけの里博物館などがある。

2 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

土屋文明記念文学館は、本県の文学に関する中心施設として、県民に対して様々な情報を提供するとともに、貴重な資料の収集に努めており、その設置目的は今日においても失われていないと考える。施設の今後のあり方としては、継続とすることが適当であるが、入館者数はピーク時から半減し、観覧者数で見ると、年間1万人に達していない現状である。

本施設は、その館名から、個人文学館のイメージが強いが、実態は総合的な文学館であり、その機能を高め、また、利用者の増加を図るために、館名変更を含めて、文学館のあり方について専門的視点及び県民の視点から検討する必要があると考える。

(2) 管理運営方法について

- ① 本施設に対して県民が求めるサービスを再検討し、施設の位置付けを明確にした上で、提供するサービスについて重点化していく必要がある。
- ② 職員体制（嘱託を含む）について、入館者数や業務内容を踏まえた分析・見直しを行う必要がある。その際には、ボランティアの積極的な活用も検討されたい。

(3) 管理運営主体について

- ① 歴史公園内に位置しており、公園全体としての機能を発揮させる観点から、施設相互の連携方法等について、高崎市とよく話し合いをする必要がある。
- ② 県直営による管理運営が適当であると考えるが、民間のノウハウを活用する観点から、指定管理者制度について、他県での導入、活用状況など、情報収集に努められたい。

■ 自然史博物館

1 現 状

自然史博物館は、自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し、もって教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に、平成8年4月に設置された社会教育施設である。常設展示、企画展、特別展をはじめとして、ファミリー自然観察会、ミュージアムナイトツアー、サイエンス・サタデーなど様々な教育普及事業や調査研究、資料収集等を行っている。

全国的に入館者数が伸び悩んでいる中で、年間の入館者数は、開館以来、概ね20万人前後で推移しており、うち観覧者が16万人、教育普及事業参加者が4万人(H19年度)となっている。

本施設は、富岡市立もみじ平総合公園内に位置し、公園内には市立の美術館、体育館等が設置されている。また、本施設には、かぶら文化ホールが併設されており、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、富岡市が指定管理者となっている。

2 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

自然史博物館は、本県の自然系の学術文化に係る研究・社会教育の中心施設として、数多くの県民に利用されている。また、自然環境への理解を深め、自然に親しみ学習する施設として、環境保護への取組が求められている時代ニーズにも合致しており、その設置目的は、今日においても失われておらず、教育的効果も高い施設と考える。施設の今後のあり方としては、継続とすべきである。

本施設は、県内の約半数の小学校に利用されるとともに、多くの県外の小学校にも利用されており、教育普及や調査研究にも力を入れ、実績を上げている。また、施設の展示内容も充実しており、観光面からも本県を代表する施設になり得ると考える。

(2) 管理運営方法について

- ① 展示内容が充実していることから、教育施設としてだけではなく、観光施設としても明確に位置付け、関係部署と連携しながら、積極的なPR等を行い、県内外における集客の新たな展開を図るべきである。
- ② 学校利用促進のため、県教育委員会と連携するとともに、研究部門職員の学校現場への出張授業の拡大や、学校側のニーズを取り入れた運営等をさらに推進すべきである。
- ③ 調査研究の成果について、県民に対してより一層の情報発信に努めるとともに、大学等との連携について検討されたい。

(3) 管理運営主体について

- ① 数多くの施設が設置された市立の大規模な総合公園内に位置しており、利用者側に立った一体的・総合的なサービスが提供できるよう、施設相互の連携方法等について、富岡市とよく話し合いをする必要がある。
- ② 県直営による管理運営が適当であると考えるが、民間のノウハウを活用する観点から、指定管理者制度について、他県での導入、活用状況など、情報収集に努められたい。